

## 統計法施行令の一部を改正する政令について（概要）

### 1 改正の背景

- (1) 統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）では、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 16 条に基づき、国の基幹統計調査に関する事務のうち、都道府県及び市町村が処理する事務を基幹統計ごとに定めている。
- (2) 基幹統計調査のうち、総務省が所管する全国消費実態調査は、平成 21 年 9 月に実施する予定であるが、実施に当たり、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）」（平成 18 年 3 月閣議決定）、「公共サービス改革基本方針」（平成 19 年 12 月閣議決定）等を踏まえ、統計調査員により行うこととされている調査票の配布・取集等の事務を民間事業者に委託して行うことを可能とするため、所要の改正を行う。
- (3) 基幹統計調査のうち、農林水産省が所管する農林業センサスは、平成 22 年 2 月に実施する予定であるが、実施に当たり、一括管理による保管経費の効率化及び他府省との整合性を図る観点から、従来、都道府県及び市町村の事務としていた調査票の保管に関する事務を国に移管するため、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 全国消費実態調査に係る改正

統計法施行令別表第一の備考において、同表五の項の特例として、以下のとおり規定する。

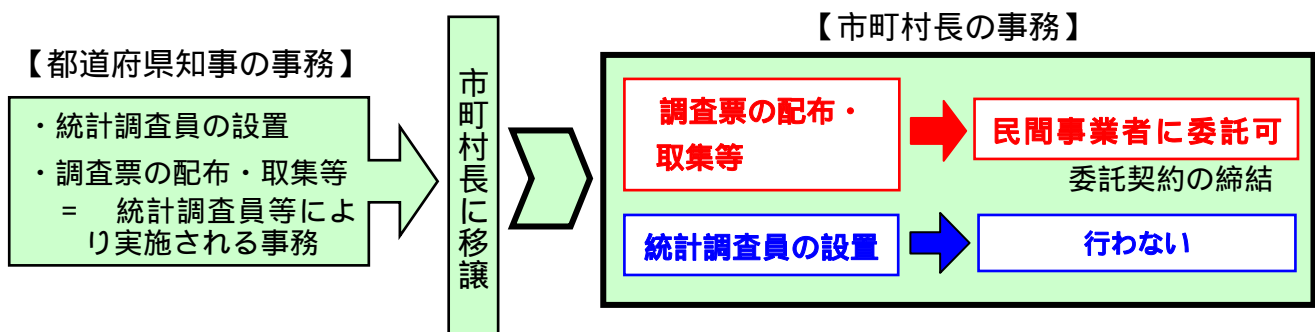
事務処理特例条例（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の条例）により、都道府県知事が行う事務である統計調査員の設置に関する事務、調査票の配布・取集に関する事務等（いずれも世帯員の収入及び支出の調査に係るものを除く。）を市町村長が処理することとされた場合は、

ア 当該市町村長は、調査票の配布・取集に関する事務等を民間事業者に委託して行うことができるものとし、

イ 「ア」の場合において、当該市町村長は、統計調査員の設置に関する事務を行わないものとする。

（備考第四号）

により市町村長が調査票の配布・取集に関する事務等を民間事業者に委託して行う場合において、当該市町村長は、民間事業者と締結する契約に秘密の保持に関する事項を定めなければならないこととする（備考第六号）。



(2) 農林業センサスに係る改正

統計法施行令別表第一の十の項において、都道府県知事が行うこととされている事務から、調査票の保管に関する事務（第三欄第十五号）及び市町村長に対する調査票の回付に関する事務（第三欄第十六号）を削除するとともに、同項において、市町村長が行うこととされている事務から、調査票の保管に関する事務（第四欄第十五号）を削除する。

**3 施行期日**

平成 21 年 4 月 1 日（水）